

知立市の給与・定員管理等について

職員に支給される給与の種類やその額は、法律の定めに基づく市の条例や規則により具体的に定められています。市民の皆さんに理解を深めていただくため、そのあらましをお知らせします。

これは、総務省が定めた公表様式に基づくもので、数値は、「令和4年4月1日現在の給与実態調査」などを基礎にしています。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳 人口 (4年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の 人件費率
3年度	人 72,087	千円 24,818,751	千円 1,523,423	千円 4,373,235	% 17.6	% 14.1

(注)人件費には特別職に支給される給料・報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費(B/A)	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
3年度	457人 (4)	千円 1,363,809	千円 378,723	千円 591,501	千円 2,334,033	千円 5,063	千円 5,880

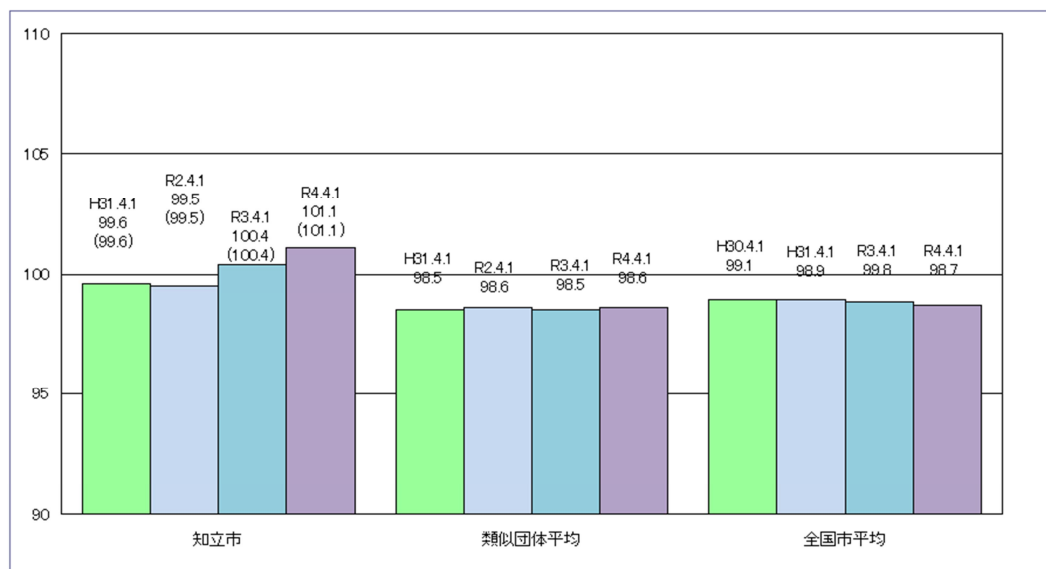
(注)1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和3年4月1日の人数です。また、()内は、再任用短時間勤務職員であり、職員数には含まれていません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

4 類似団体平均一人当たり給与費は、人口規模、産業構造が類似している地方公共団体の給与費を平均したものです。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

- 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレ指数を指す。地域手当補正後ラスパイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレ指数。
(補正前のラスパイレ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している地方公共団体のラスパイレ指数を単純平均したものです。

※令和4年4月1日のラスパイレ指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

大卒経験年数 15～20 年では、国の平均月額の上昇額に対して、当市の平均月額の上昇額が高いため。

大卒経験年数 20～25 年では、国の平均月額の上昇額に対して、当市の平均月額の上昇額が高いため。

大卒経験年数 25～30 年では、国の平均月額が減額に対して、当市の平均月額が増額したため。

高卒経験年数 30～35 年では、国の平均月額が減額に対して、当市の平均月額が増額したため。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。若年層については、引下げなし。高齢層については最大3.9%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合)国基準10%に対し、知立市においても10%を支給。

(実施時期)平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年度は8%、平成28年4月1日から10%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合								
	平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	4月1日時点	遡及改定後							
国基準による支給割合	5%	7%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
知立市の支給割合	8%	8%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(4年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
知立市	40.8 歳	303,800 円	403,637 円	368,941 円
国	42.7 歳	323,711 円		405,049 円
愛知県	41.4 歳	321,678 円	424,650 円	374,797 円
類似団体	41.6 歳	313,538 円	383,440 円	347,203 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
知立市	56.8 歳	19 人	320,400 円	358,284 円	355,763 円				
うち用務員	61.4 歳	3 人	332,100 円	377,433 円	374,633 円	用務員	49.1 歳	236,600 円	1.60
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円		328,416 円				
愛知県	52.3 歳	190 人	305,078 円	365,421 円	342,627 円				
類似団体	51.5 歳	22 人	301,657 円	333,540 円	316,596 円				
区分	参考								
	年収ベース(試算値)の比較								
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D						
知立市									
うち用務員	6,238,196 円	3,187,900 円	1.96						

(注)1 「平均給料月額」とは、4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成31～令和3年3ヶ年平均)

4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

5 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況(4年4月1日現在)

区 分		知立市	愛知県	国
一般行政職	大 学 卒	191,700円	193,200円	182,200円
	高 校 卒	158,900 円	158,600円	150,600円
技能労務職	高 校 卒	167,400 円	147,300円	—
	中 学 卒	151,900 円	135,500円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(4年4月1日現在)

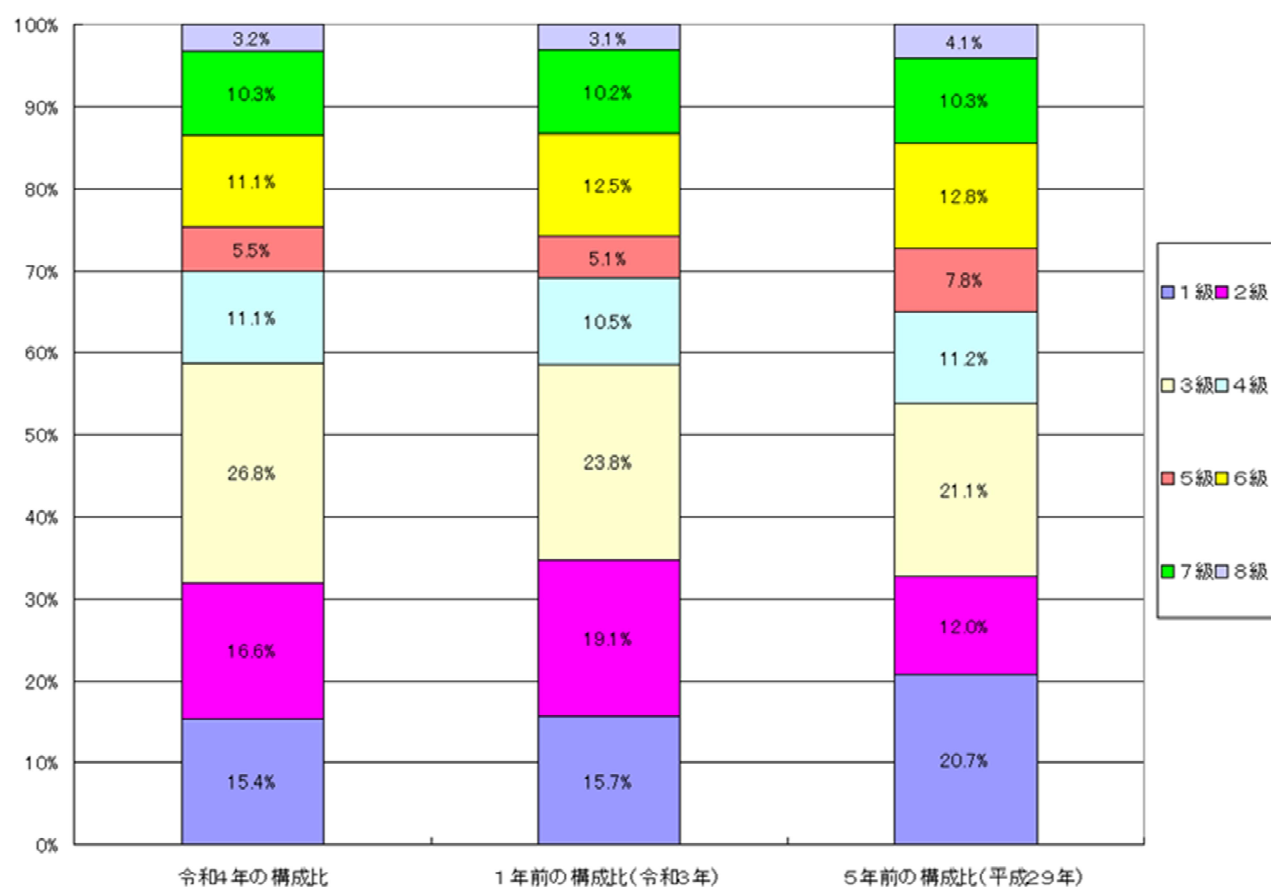
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	271,500円	320,875円	354,900円	415,780円
	高 校 卒	—	—	—	428,600円
技能労務職	高 校 卒	210,000円	—	339,450円	341,325円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

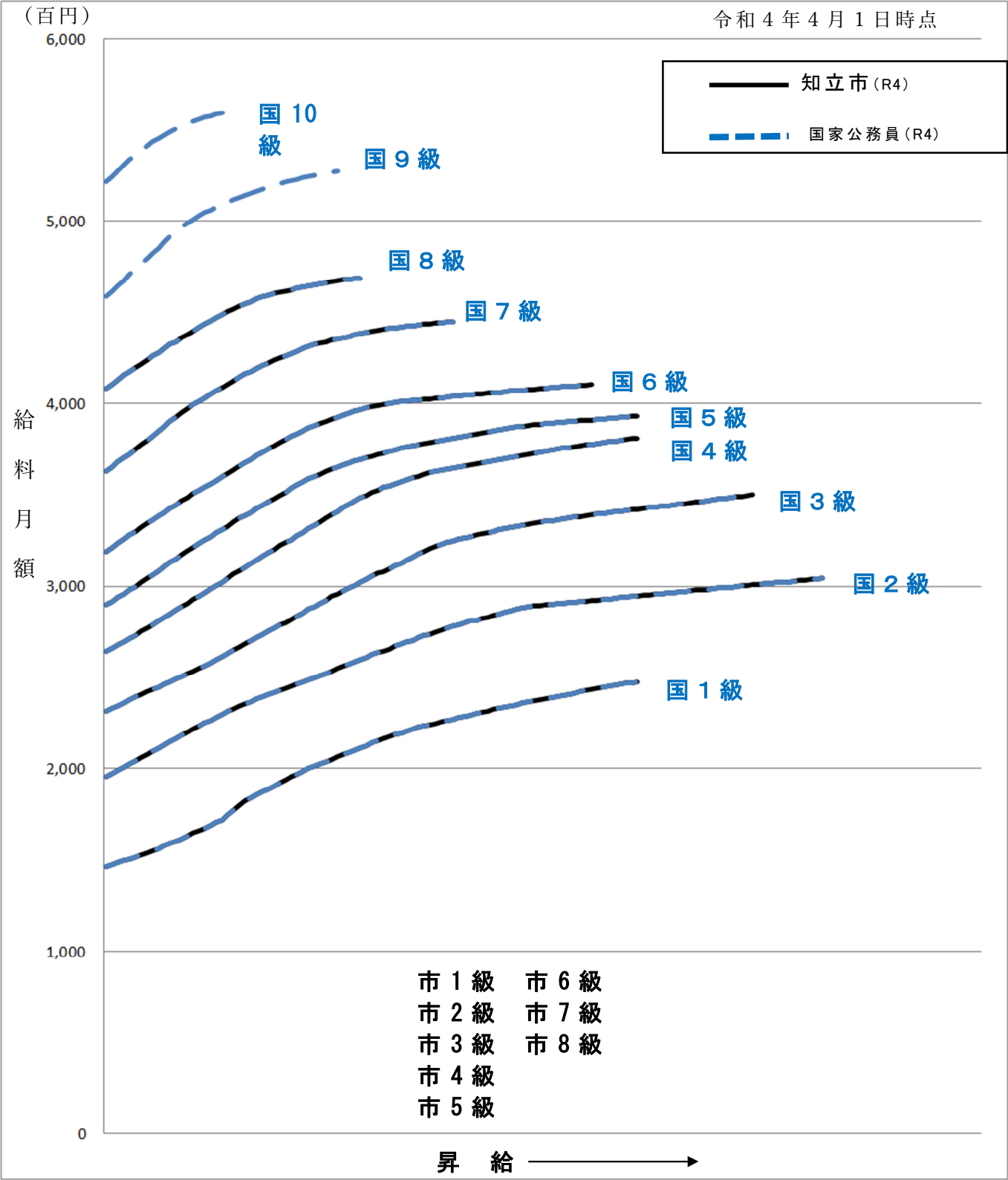
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(4年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
8 級	部 長	人 8	% 3.2	円 408,100	円 468,600
7 級	部 長、課 長	人 26	% 10.3	円 362,900	円 444,900
6 級	課 長、課 長 補 佐	人 28	% 11.1	円 319,200	円 410,200
5 級	課 長 補 佐、係 長	人 14	% 5.5	円 290,700	円 393,000
4 級	係 長、担 当 係 長	人 28	% 11.1	円 266,000	円 381,000
3 級	主 査	人 68	% 26.8	円 234,400	円 350,000
2 級	主 事、技 師	人 42	% 16.6	円 198,500	円 304,200
1 級	主 事、技 師、主 事 補、技 師 補	人 39	% 15.4	円 150,100	円 247,600

- (注) 1 知立市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

知 立 市	愛 知 県	国
1人当たり平均支給額(3年度) 1,452千円	1人当たり平均支給額(3年度) 1,754千円	—
(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45 月分) 勤勉手当 1.90 月分 (0.90 月分)	(3年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 (1.35 月分) 勤勉手当 1.9 月分 (0.90 月分)	(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45 月分) 勤勉手当 1.90 月分 (0.90 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 4～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

（２）退職手当（４年４月１日現在）

知 立 市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2～45％加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2～45％加算）	
1人当たり 平均支給額	7,837 千円	19,360 千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額です。

（３）地域手当（４年４月１日現在）

支給実績（3年度決算）			146,587 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）			320,759 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	10 %	457 人	10 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			101.1% （ 101.1%）

（注）地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当(4年4月1日現在)

支給実績(3年度決算)			389 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)			12,967 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(3年度)			6.6 %	
手当の種類(手当数)			10手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(3年度決算)	支給単価
防疫手当	看護・保健職	感染症患者若しくは、感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件の処理作業		日額 500 円
		市長の定める場所において、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長の定めるもの		日額 3,000 円 (ただし、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれらに準ずると認める作業に従事した場合の日額は、4,000 円)
	一般行政職 技能労務職	感染症の病原体を有する家畜若しくは、感染症の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業		日額 500 円
行旅病死入取扱手当	一般行政職	行旅病人の救護収容作業		1 人 500 円
		行旅死人の死体処理に関する作業		1 体 2,000 円
防災手当	一般行政職	風水害その他の災害が発生又は発生するおそれがある場合において屋外で行う業務	1,200 円	日額 300 円
道路上作業手当	技能労務職	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	156,600 円	日額 200 円
用地交渉手当	一般行政職	用地の取得並びにこれに伴う補償及び登記に関し、これらの所有者又は権利者と現地において交渉する業務のうち、正規の勤務時間以外の時間において行う特に困難な交渉業務		1 回 300 円
税務手当	税務職	市税、国民健康保険税又は税外収入の滞納金徴収のための外勤業務	18,600 円	日額 300 円
		市税、国民健康保険税又は税外収入の滞納処分のための財産差押等の業務	95,000 円	1 件 500 円
不快手当	技能労務職	死体火葬の作業		日額 500 円
不快手当	技能労務職	犬、猫等の死体処理業務及び廃棄物処理作業で特に困難、危険な作業		日額 300 円
福祉手当	一般行政職	ケースワーカーの業務	117,600 円	日額 150 円
自動車運転手当	技能労務職	バス又は特殊車両の運転業務		日額 300 円
危険手当	一般行政職	公害調査のため特に危険な工場、事業所の立入検査業務		日額 200 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(3年度決算)	88,433 千円
職員1人当たり平均支給年額 (3年度決算)	311,384 円
支給実績(2年度決算)	81,830 千円
職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)	284,132 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度	支給実績 (3年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給 年額 (3年度決算)
扶養手当	配偶者……………6,500円 子……………10,000円 父母等……………6,500円 配偶者がいない場合 子……………10,000円 父母等……………6,500円 満16歳年度始めから、満22歳年度末 までの間にある子1人につき加算 ……………5,000円	同じ		29,881 千円	231,634 円
住居手当	(1)借家・借間…………… 16,000円を超える家賃の 額に応じて、最高28,000円	同じ		29,038 千円	266,403 円
通勤手当	(1)交通機関利用者 ……………運賃相当額 (2)徒歩以外の交通用具使用者 ……………距離により 0～31,600円	同じ		24,486 千円	65,645 円
管理職手当	部長級……………104,200円 課長級…………… 77,400円 課長補佐級…………… 62,300円			75,085 千円	863,045 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した場合 1時間当たり $\frac{((給料+地域手当(給料分)) \times 12)}{(1週間あたりの勤務時間 \times 52) - (18 \times 1日あたりの勤務時間数) \times 135/100}$	異なる	祝日法による休日等に勤務した場合 1時間当たり $\frac{((給料+地域手当(給料分)) \times 12)}{(1週間あたりの勤務時間 \times 52) \times 135/100}$	481 千円	9,425 円
管理職特別勤務手当	部長級……………10,000円 課長級……………8,500円 課長補佐級……………7,000円	異なる	官職に応じて、12,000円～6,000円	315 千円	12,125 円

5 特別職の報酬等の状況(4年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	837,900 円 (931,000 円)	(参考)類似団体における最高／最低額 1,053,000 円 / 88,000 円
	副 市 長	772,000 円	870,000 円 / 614,300 円

報酬	議長 副議長 議員	496,000 円 426,000 円 405,000 円	629,000 円 / 359,000 円 575,000 円 / 295,000 円 522,000 円 / 273,000 円
期末手当	市長 副市長 議員	(3年度支給割合) 3.25月分	
退職手当	市長 副市長	(算定方式) 837,900円×在職月数×0.392 772,000円×在職月数×0.235	(1期の支給額) (支給時期) = 15,765,926 円 任期毎 = 8,708,160 円 任期毎

(注) 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

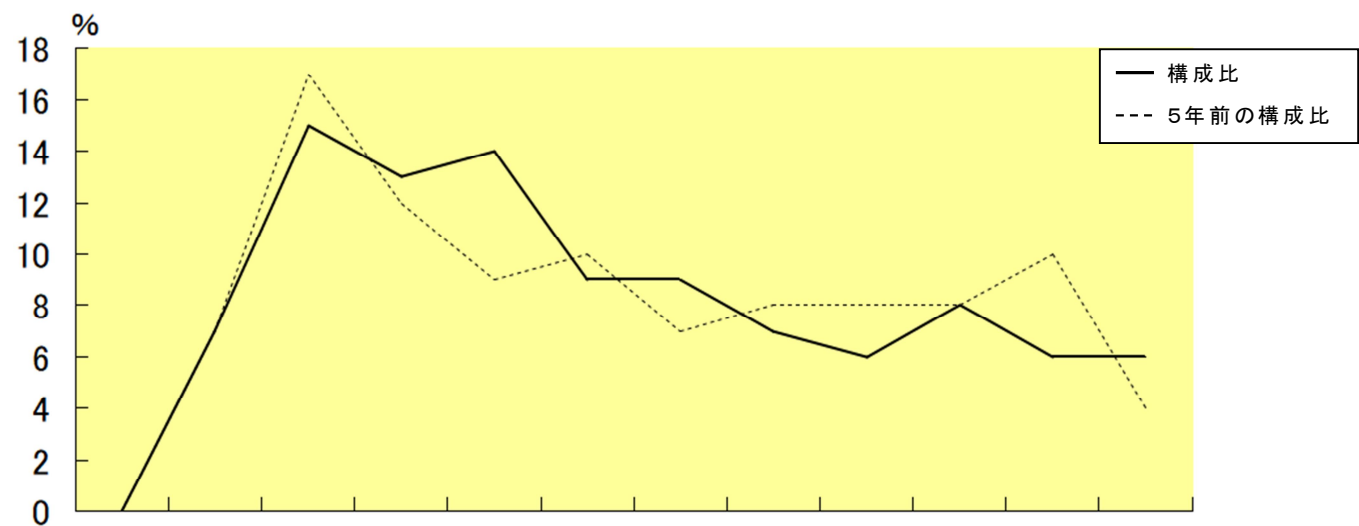
(各年4月1日現在)

区 分 部門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令 和 3 年	令 和 4 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	▲ 2	退 職 者 の 未 補 充 に よ る 減
		総 務	76	74		
		税 務	27	27	3	保 育 所 ・ 民 生 一 般 部 門 の 充 実 に よ る 増
		民 生	205	208		
		衛 生	26	26		
		農 林 水 産	5	6	1	農 業 一 般 業 務 の 充 実 に よ る 増
		商 工	6	6		
土 木	63	62	▲ 1	駅 前 再 開 発 事 業 の 進 捗 に よ る 減		
	計	414	415	1	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 57.57 人 (類 似 団 体 " 57.88 人)	
	教 育 部 門	43	41	▲ 2	退 職 者 の 未 補 充 に よ る 減	
	小 計	457	456	▲ 1	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 63.26 人 (類 似 団 体 " 75.71 人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門		水 道	15	15	1	介 護 保 険 事 業 の 充 実 に よ る 増
		下 水 道	5	5		
		そ の 他	13	14		
		小 計	33	34	1	
合 計			490 [511]	490 [511]		< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 70.89 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(4年4月1日現在)



	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	
職員数	0	34	75	66	69	43	44	32	31	40	27	29	490

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	30年	31年	2年	3年	4年	過去5年間の増減率(率)
一般行政	400	406	411	414	415	3.8%
教育	41	41	42	43	41	0%
警察	0	0	0	0	0	
消防	0	0	0	0	0	
普通会計計	441	447	453	457	456	3.4%
公営企業等会計計	32	32	34	33	34	6.3%
総合計	473	479	487	490	490	3.6%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の決算状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占める 職員給与費比率
3年度	千円 1,142,261	千円 100,414	千円 68,108	% 6.0	% 6.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 24,269 千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費(B/A)	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
3年度	人 15	千円 53,181	千円 15,975	千円 22,706	千円 91,862	千円 6,124	千円 6,028

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和 4 年 3 月 31 日の人数です。

3 市町村平均とは、市町村(政令指定都市を除く)水道事業の平均値です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(4 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基 本 給	平均月収額
水道事業	歳 44.9	円 337,805	円 510,343
市町村平均	歳 45.5	円 335,492	円 501,390

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水 道 事 業	知 立 市 (水道事業を除く全職種)
1人当たり平均支給額(3年度) 1,514 千円	1人当たり平均支給額(3年度) 1,452 千円
(3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.90 月分 (1.45 月分) (0.90 月分)	水 道 事 業 と 同 じ
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	水 道 事 業 と 同 じ

(注) ()内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(4 年 4 月 1 日現在)

※公営企業職員の退職手当は、4 「職員手当の状況 (2) 退職手当」に含めています。

ウ 地域手当(4 年 4 月 1 日現在)

支 給 実 績(3年度決算)		5,726 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)		381,721 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
全地域	10%	15 人	10%

エ 特殊勤務手当(4年4月1日現在)

支給実績(3年度決算)			147 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)			24,483円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(3年度)			40 %	
手当の種類(手当数)			3	
手当の名称	主な 支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (3年度決算)	支給単価
危険手当	企業職	苛性ソーダ又は塩素を取り扱う業務	0 円	日額 200 円
徴収手当	企業職	滞納処分に伴う給水停止業務	0 円	日額 300 円
待機手当	企業職	水道施設の事故発生等に対応するため正規の勤務時間外に待機する業務	146,900 円	1 回 1,300 円

オ 時間外勤務手当

支給実績(3年度決算)	3,786 千円
職員1人当たり平均支給年額 (3年度決算)	291,238 円
支給実績(2年度決算)	5,546 千円
職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)	396,176 円

(注)1 「時間外勤務手当」には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（４年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度	支給実績 (3年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給 年額 (3年度決算)
扶養手当	配偶者……………6,500円 子……………10,000円 父母等……………6,500円 配偶者がいない場合 子……………10,000円 父母等……………6,500円 満16歳年度始めから、満22歳年度末 までの間にある子1人につき加算 ……………5,000円	同じ		1,898 千円	237,250 円
住居手当	(1)借家・借間…………… 16,000円を超える家賃の 額に応じて、最高28,000円	同じ		532 千円	266,000 円
通勤手当	(1)交通機関利用者 ……………運賃相当額 (2)徒歩以外の交通用具使用者 ……………距離により 0～31,600円	同じ		1,336 千円	95,424 円
管理職手当	部長級……………104,200円 課長級…………… 77,400円 課長補佐級…………… 62,300円			2,179 千円	1,089,600 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した場合 1時間当たり $\frac{((給料 + 地域手当(給料分)) \times 12)}{(1週間あたりの勤務時間 \times 52) - (18 \times 1日あたりの勤務時間数)} \times 135/100$	異なる	祝日法による休日等に勤務した場合 1時間当たり $\frac{((給料 + 地域手当(給料分)) \times 12)}{(1週間あたりの勤務時間 \times 52)} \times 135/100$	235 千円	58,743 円
夜間勤務手当	夜間（午後10時から翌日の午前5時）に勤務した場合 1時間当たり $\frac{((給料 + 地域手当(給料分)) \times 12)}{(1週間あたりの勤務時間 \times 52) - (18 \times 1日あたりの勤務時間数)} \times 25/100$	異なる	夜間（午後10時から翌日の午前5時）に勤務した場合 1時間当たり $\frac{((給料 + 地域手当(給料分)) \times 12)}{(1週間あたりの勤務時間 \times 52)} \times 25/100$	371 千円	123,573 円